

教職員のくらしと身分を守って38年。さらに進化し続ける自動車保険です。

東京都の
教職員なら
誰でも加入できます。

都教組 都障教組 自動車保険

2022年
1月改定

2022年4月版
パンフレット

「いざい」といって
頼りになります。
教職員には
教職員の保険
が必要です。



ドライブエージェント
パーソナル (DAP)

2カメラ一体型新端末導入!



*P.8をご参照ください。

団体扱割引15%*適用で
保険料が(一般契約より)

約19%*お得

*保険期間の始期日が2022年4月1日~2023年3月31日までのご契約に適用。

詳しくは中面へ！

* 団体扱一時払は団体扱一時払割引5%が適用されるので一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。上記割引19%は団体扱割引15%と前記の割引率5%を乗算したものです。なお、団体扱割引率は、毎年の団体の損害率等により見直されます。
* 団体扱自動車保険の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、桜保険事務所までお問い合わせください。

* このパンフレットは、東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」とバイクでの「TAP(一般自動車保険)」を採用した都教組・都障教組自動車保険の補償内容・サービス・制度などの概要を説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、「記名被保険者が法人の契約」「事業にのみ使用する車の契約」「主な自家用車・バイク以外の車種の契約」「フリート契約」の場合は、別パンフレットでの説明となります。詳しくは桜保険事務所までお問い合わせください。

東京都教職員組合・東京都障害児学校教職員組合

都教組・都障教組団体扱自動車保険は、東京都教職員組合・東京都障害児学校教職員組合が東京海上日動と提携して実施する団体扱自動車保険です。

都教組・都障教組 団体扱 自動車保険

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

「教職員だからこれに決めた!」と評判です!

安心を
お届けして
38年

教職員には、やっぱり



加入者の声

安心できました。

桜保険さんはどなたがでてもしっかりと対応してくれるので、とてもいいです。今後もお願いします。安心して治療できました。

(Nさん)



親切で丁寧な説明で決めました。

退職後、他社保険に入っていましたが事故に遭い、その対応に納得がいきませんでした。そうした中で桜保険のスタッフの方々の親切で丁寧な説明と対応にお世話になることに決めました。

(Yさん)



退職後も加入できます。ご家族の車・バイクも加入できますよ!



都教組自動車保険!

これで後ろもばっちり!

DAP(ドライブエージェントパーソナル)の自動発報システムが気に入って、発売されてすぐ自分の車にこのドラレコをつけました。

巷では後方カメラ、さらには360度カメラとどんどんよいものが出てきて、そのたびに心は揺れましたが、事故の時に事故対応のセンターに直接つながるというメリットは他のドラレコにはなく、カメラが改良されるのを待っていました。

ついに2021年4月から、前後2方向が撮影できる2カメラ一体型のドラレコがつけられるようになったので、早速契約を切り替えて新しいカメラに付け替えました!



(Mさん)

息子の事故でお世話になりました。

息子の事故ではたいへんお世話になりました。おかげさまで示談に至ることができました。桜保険の方にいろいろとアドバイスをいただき、弁護士さんにもつなげていただいたことで、問題を解決できました。心より感謝いたします。

都教組自動車保険に加入していて本当によかったです。



(Tさん)

◆事故・故障時のサービス・補償

- 安心の事故対応 P.03
- ロードアシスト P.05
- 事故現場アシスト P.06
- ドライブエージェントパーソナル特約 P.08
- 事故防止アシスト P.18

◆補償内容

- 「基本セット」 P.07
- 賠償に関する補償 P.09
- 「もらい事故」の補償 P.10
- 本人・家族・同乗者のケガなどの補償 P.11
- お車の補償 P.13
- バイクの保険 P.15

◆こんなサポートもご用意しています

- ちょいのり保険 P.17
- ドライバー保険 P.18
- 事故時・故障時入庫サポート P.03
- お車購入サポート P.18

◆保険料の考え方

- 団体扱割引●車の装備などの割引 P.19
- 記名被保険者と保険料 P.20
- 使用目的と保険料 P.20
- 運転者の範囲と保険料●Web証券割引
- 契約時と契約期間中に注意していただきたいこと

◆ノンフリート等級別料率制度

- 新たに契約する場合 P.21
- 継続して契約する場合
- 等級はどう決まるの?
- 事故有係数適用期間とは? P.22
- ノンフリート等級制度における具体例

事故・故障時のサービス・補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

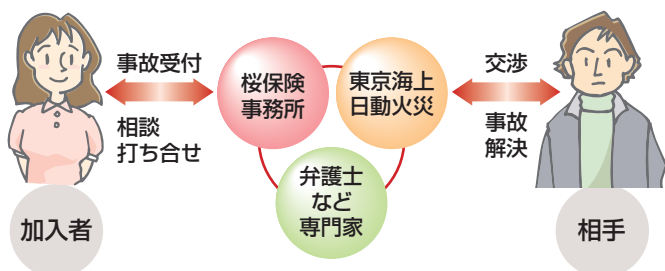
ノンフリート等級別料率制度

教職員のための安心・迅速・確実

『被害者救済・加入者保護』を貫き教職員の事故対応38年の都教組・都障教組自動車保険のノウハウと、日本で最初に発売した東京海上日動火災の自動車保険107年の実績に裏付けられた高度な交渉力を生かして、「教職員のための自動車保険」ならではの事故対応を行います。

加害事故・親身・迅速に対応

「同じような事故」でも、一つひとつ違う顔を持っています。
違う顔をしっかりとつかんで、示談に反映させています。マニュアル対応ではありません。



■迅速な対応で被害者救済に尽力します。

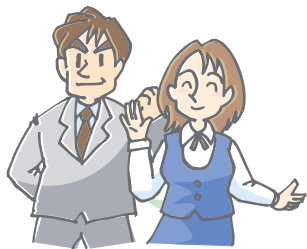
教職員の立場にたち、被害者救済という点から迅速に対応していきます。

■加入者の意向を的確に事故対応に反映。

教職員の事故を熟知した桜保険事務所だからこそできる対応です。

■理不尽な相手方の要求には、弁護士対応を含め、毅然と対応します。

事故当事者であるご加入者の意向を踏まえつつ、無用なトラブルを避け、加入者保護を貫きます。



「もらい事故でも頼りになる」と評判

教職員が、被害事故にあったとき正当な補償を得るのに大きな困難に直面することがあります。

都教組・都障教組自動車保険は、全力をあげてその解決にあたり、大きな信頼を得ています。

弁護士費用特約

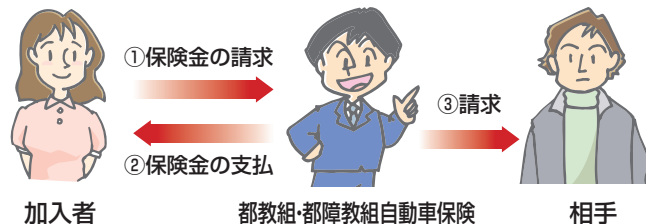
※2022年1月に特約改定あり(p.10参照)

ご自身に過失がない被害事故などで、相手からの賠償金の受取に関する交渉などを弁護士に依頼した場合に、その費用を補償します。



人身傷害保険

お車の運行に起因する事故等で生じたケガによる治療費・休業損害あるいは死亡による逸失利益・精神的損害等、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。



事故時・故障時入庫サポート

お車の修理をする場合に、安心の修理工場をご紹介します。

5つの
メリット

- ① 修理工場を探すお手間が省けます。
- ② 無料で代車の利用が可能です。
- ③ 無料で引き取り・納車を行います。
- ④ 修理個所のワンオーナー保証*1で修理後も安心
- ⑤ 車両保険を使用しなくても割引のきいた料金*2

*1 修理時の所有者に限っての補償を指します。
*2 工場により割引の適用がないケースがあります。
※地域により、本サービスを提供できない場合があります。

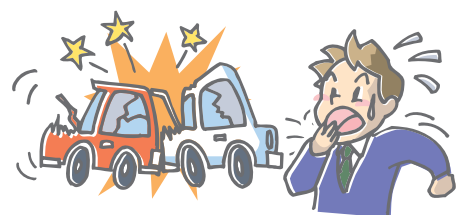
割安に修理したい…

代車を利用したい…



の事故対応体制

プライバシー厳守です



重大事故でもお任せください

弁護士も驚く、身分を守る3つの特長
 都教組・都障教組自動車保険と仕事をはじめて共にする弁護士は、口々に「そこまで考えて対応している自動車保険は他には見当たらない。普通、保険会社は相手への支払のことしか関心がない」と驚きの言葉を発します。

- 1 特別チームを編成する。**
 身分にかかわる事故のときには、加害者本人(ご加入者)の希望にもとづき、専門の弁護士、専門家、桜保険などで特別チームを編成。総合的・統一的な方針をもってそれぞれが全力で解決にあたります。
- 2 被害者に対して、必要十分な補償を起訴される前に行なう。**
 被害者救済という点からも早期に補償を行なうことは非常に大事です。また、検察官は、事故状況や被害の大きさとともに、被害者側の意向を重視します。示談が終わっているかどうかは大事なポイントの一つです。
- 3 弁護士を通じて、検察官に対して、被害者への補償、加害者本人の誠意ある態度を適宜伝える。**
 いくら加害者本人が被害者に誠意ある態度を示しても、示談を迅速に行なっても、それが検察官に伝わらなければ、身分は守れません。

東京海上日動火災-107年の歴史で築き上げた納得と安心の体制!

- 1 「高い専門性」に基づくチームアプローチ**
 - ▶ 損害サービススタッフ 約9,200名*1
 - ▶ アジャスター 約1,500名*1
 - ▶ 顧問医 約110名*2
 - ▶ 弁護士 約550名*2

*1: 2020年7月時点 *2: 2021年7月時点
- 2 安心・充実のネットワーク**

国内損害サービス拠点 232箇所 (2021年7月時点)

日本全国どこで事故が発生しても速やかに対応できるよう、全国を網羅する損害サービス網を展開しています。
- 3 圧倒的な事故対応件数**

年間の自動車事故対応件数 259万件

*保険会社全体で年間約920万件的の保険金請求

2020年度実績
 一つの事故で事故対応が複数発生している場合もあります。

事故・故障時のサービス・補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

インフラ等等級別料率制度

教職員が事故を起こした場合の刑事処分・職務上の処分

教職員が事故を起こしたら問われる五つの責任

民事責任 相手への損害賠償義務	職務上の責任 免職・停職・減給・訓告・戒告などの公務員・教職員としての処分	刑事責任 罰金・懲役などの刑事罰
行政上の責任 免許停止・反則金などの行政責任	道義上の責任 お見舞いなどの誠意	

罰金刑と禁固刑(執行猶予含む)ではその後決定的な違い

事故後の刑事処分・職務上の処分の流れ

もし起訴されれば教員免許失効も！

```

    graph LR
        A[検察庁  
●呼び出し  
●取調べ  
●立件] --> B[起訴  
●自動車運転過失致死傷罪  
●道路交通法違反 など]
        A --> C[略式起訴]
        A --> D[不起訴]
        B --> E[裁判所  
●尋問  
●審理  
●判決]
        C --> E
        E --> F[禁錮刑以上  
(執行猶予付きを含みます。)]
        E --> G[罰金刑*]
        F --> H[教員免許失効]
        G --> H
        H --> I[失職]
    
```

*刑事処分に関わりなく、教育委員会は独自の判断で免職などの懲戒処分を科すことができます。私立学校の教職員の場合も、起訴され禁錮刑以上(執行猶予付きを含みます。)であれば教員免許が失効します。

事故も故障も安心のロードアシスト

(車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)およびサービス)

ご契約の車について、事故・故障・盗難等による走行不能時のレッカー搬送、事故・故障や車のトラブルによる走行不能時の応急対応等を行います。

ご注意

- ※1 右ページ①・②の補償が不要なときは、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約ください。
- ※2 レッカー業者などを手配される前に取扱代理店もしくは東京海上日動へご連絡ください。
- ※3 本補償・サービスはご契約の車(保険証券に記載の車)に対して契約期間中に限り提供します。(借りた車やファミリーバイク特約により補償する原動機付自転車は対象外です。)



車が動かなくなったら…

車両搬送費用補償・車両搬送サービス

修理工場等までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用を1回の事故等について「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」と合計で15万円*1を限度にお支払いします。

レンタカー費用等補償(15日)・レンタカー費用等補償特約(事故時30日)をセットしているときは、①～②の補償を利用できます。(右ページ参照)

レッカー搬送距離は安心の
約180km相当
(2021年4月時点のデータ)

*1さらに、搬送先の修理工場等について東京海上日動が事前に承認した場合
無制限になります。



しまった!キーをしたままロック…

緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

事故・故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合の緊急時応急対応費用*2を「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」と合計で15万円を限度にお支払いします。

- ※鍵の再作成費用、部品代、消耗品代などは加入者の負担となります。
- ※ご契約の車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。



対象となる緊急修理

- バッテリーの点検、ジャンピング●スペアタイヤ交換
- インロック時のカギ開け●冷却水補充●脱輪および落輪引上げ●各種バルブ、ヒューズ取替え 等

*2 原則東京海上日動が事前に指定した業者での対応費用に限りです。

「車両搬送費用補償・車両搬送サービス」、「緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス」は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

※ロードアシストは「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」による車両搬送費用・緊急時応急対応費用の補償と「サービス」の提供から構成されます。
※ロードアシストは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。また、一定のご利用条件があります。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

ご注意

ロードアシストの対象とならない場合

- ロードアシストへの事前のご連絡なく、独自で修理業者などの各種業者を手配された場合。(レッカー搬送費用・緊急時応急対応費用については、事前にご連絡をいただけなかった場合でも、保険金をお支払いできる場合があります。)
- 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態で、事故・故障・盗難・車両自体に生じたトラブルに該当しない場合。
- ロードアシストの対象者の故意または重大な過失がある場合。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因となった場合。
- ご契約の車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合。
- 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約の車を使用し、事故や故障が発生した場合。
- 航空機または船舶によりご契約の車を輸送中の場合。
- ご契約の車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合。
- ご契約の車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合。等

付帯サービス



道路上でガソリン切れ…

燃料切れ時ガソリン配達サービス

道路上でガス欠となった場合にガソリン(レギュラー、ハイオクに限りです。)または軽油を10リットル提供します。なお、ご契約の車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。

- ※保険期間中に1回ご利用いただけます。
- ※自宅駐車場等でガス欠となった場合、ガソリンまたは軽油の配達の手配は行いますが、ガソリン代または軽油代は加入者のご負担となります。同様に、ご契約の車が電気自動車またはガソリン・軽油を燃料としない車の場合、充電または燃料の補充が可能な場所までの搬送の手配は行いますが、搬送にかかる費用はご負担いただきます。



故障と思ったら…

おクルマ故障相談サービス

故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者がお電話で適切なアドバイスをいたします。

JAF会員の場合

緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービスのご利用にあたっては、部品代、消耗品代を保険期間中に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。燃料切れ時ガソリン配達サービスを保険期間中に2回ご利用いただけます。いずれもJAF会員の方がJAFをご利用された場合に限りです。なお、加入者がJAF会員の場合は、加入者ご了解のもと、原則としてJAFに取り次ぎます。

休日・夜間の事故でも頼りになります!

事故が起きたときには、誰でも不安になるものです。都教組・都障教組自動車保険では、夜間休日発生事故でも、初期対応を24時間・365日体制で行っていますので安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

事故・故障時のサービス・補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

ノンフリート等級別料率制度

24時間・365日 事故現場アシスト (サービス)

休日・夜間でも万全の初期対応

■休日・夜間でも、万全の初期対応

都教組・都障教組自動車保険は、休日・夜間でも、加入者の方の不安・要望に応える、初期対応を24時間・365日体制で行っています。教職員の状況を熟知したオペレーターが対応しますので、安心です。
【月～金10:00～17:00、土10:00～15:00は桜保険事務所が直接加入者の窓口となり、全面的に対応します。】

「どう対応したらいいのか…。」
事故に対し必要な対応をアドバイス

「保険会社から連絡が欲しい。」
すぐに連絡し、今後の対応について説明します



「救急車で運ばれました。」
東京海上日動火災が病院に連絡します

「すぐ修理に出したい。」
修理工場に、迅速に連絡します

レンタカー費用等補償(15日)

(レンタカー等諸費用アシスト)

トータル
セット

スマート
セット

さらに補償を充実させたいときは…

レンタカー費用等補償特約(事故時30日)

(レンタカー等諸費用アシスト)

オプション



ご契約の車が事故*1・故障や、盗難の場合に、補償メニュー (①・②) の費用を補償します。

① レンタカー費用*2

ご契約の車の代替としてレンタカー*3を借り入れる場合の費用を補償します。

● レンタカー費用等補償(15日)

補償日額限度：5,000円

支払対象日数：事故・故障ともに借り入れた日からその日を含めて15日目までに借り入れた日数

● レンタカー費用等補償特約(事故時30日)

補償日額限度：ご契約時にお選びいただいた日額

支払対象日数：事故時—借り入れた日からその日を含めて30日目までに借り入れた日数

故障時—借り入れた日からその日を含めて15日目までに借り入れた日数

	事故*1		故障		補償日数 (上限)
	あり	なし	あり	なし	
走行不能によるレッカー搬送	あり	なし	あり	なし	事故・故障15日
レンタカー費用等補償(15日)	○	○*4	○	×	事故・故障15日
レンタカー費用等補償特約 (事故時30日)	○	○*4	○	×	事故30日・ 故障15日

※ご契約のお車が盗難された場合はいずれの特約でも補償されます。

*1.パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合を含みます。

*2.レッカー搬送されていない場合でも、ご契約の車が、「法令等で走行してはいけない状態で、自力走行により修理工場等へ入庫した場合」はレンタカー等諸費用アシスト利用規約に従いサービスとしてレンタカーをご提供できる場合があります。

*3.東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限ります。

*4.事故の場合はレッカー搬送の有無を問わず補償します。パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は、走行不能によりレッカー搬送された場合に限りです。

※ご利用にあたっては、事前に東京海上日動にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。

※一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載の「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」をご確認ください。

② その他の諸費用

事故*1・故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合(自力走行は含みません)や、ご契約のお車が盗難された場合に、以下の費用を補償します。

1. 車両引取費用

ご契約の車の修理完了後の納車費用またはご契約の車の引取に必要な1名分の往路交通費(レンタカーを除きます)を補償します。(1回の事故等について10万円を限度に補償)

2. 代替交通費用

自宅、ご契約の車の出発地や当面の目的地まで移動する交通手段(レンタカーを除きます)をご案内し、費用を補償します(1回の事故等について5万円を限度に補償、タクシー利用は3万円を限度に補償)。



※レンタカー費用等補償(15日)は「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」の略称です。

教職員と家族にぴったりの補償

無駄を省いてスッキリ、必要な補償はしっかり

都教組・都障教組自動車保険がお勧めする「基本セット」とは

○万一の時に困らない充実の補償 ○教職員のニーズにあった特約を厳選

(2022年4月現在)

		基本セット		(◎補償、○選択した場合に補償)			
		補償内容	セット名			詳細は 下記 ページ	
			トータル セット (車両保険あり)	スマート セット (車両保険なし)	カスタマイズ セット		
賠償に関する補償	相手方への賠償	対人賠償責任保険 相手方への治療費や修理費等をお支払いします。	保険金額「無制限」で安心			p.9	
		対物賠償責任保険	◎	◎			
		対物超過修理費特約(自動セット) 相手方の車の修理費が時価を超えた場合に、保険金をお支払いします。	◎	◎			
		心神喪失等による事故の被害者損害補償特約(自動セット) 運転者等が法律上の賠償責任を負わない事故での、被害者への補償を可能にします。	◎	◎			
「もらい事故」等の補償	過失のない もらい事故等の 補償	弁護士費用特約(自動車事故型) 加入者に責任がなく保険会社と交渉できない自動車の「もらい事故」も安心です。	◎	◎		p.10	
		無過失事故に関する特約(自動セット) 過失のない事故等により保険金をお支払いする場合、ノーカウント事故として取り扱いします。	◎	◎		p.10	
「自身」の補償	本人・家族・同乗者のケガなどの補償	人身傷害保険 ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等をお支払いします。無保険車との事故でも保険金をお支払いします。	保険金額5,000万円			ご加入者のご希望に応じて補償を選んでいただけます。	p.11
		搭乗者全員のケガを補償 ①ご契約の車に乗車中の事故	◎	◎			
		記名被保険者およびその家族のケガを補償 ②他の車に乗車中の事故	○	○			
		③歩行中や自転車運転中の自動車事故	○	○			
		入院時選べるアシスト特約(自動セット) 入院時の思わぬ出費に備えます。	◎	◎			p.12
		傷害一時費用保険金 入通院5日以上で10万円をお支払いします。	○	○			p.12
お車の補償	ご契約の車などの補償	車両保険 ご契約の車の修理費等をお支払いします。	◎	—		p.13	
		車両全損時諸費用補償特約(自動セット) ご契約のお車が全損となったときにお支払いします。	◎	—		p.13	
		レンタカー費用等補償(15日) レンタカー費用や、走行不能時の帰宅費用などを補償します。	◎	◎		p.6	
その他	借りた車での事故	他車運転危険補償特約(自動セット) 借りた車での事故で自分の保険を使う場合	◎	◎		p.9	
		ロードアシスト(自動セット) 24時間・365日、ご契約の車について、レッカー搬送やトラブル時の応急対応等を行います。	◎	◎		p.5	
		メディカルアシスト・介護アシスト(自動セット) ご家族の「病気やケガのお悩み」や「緊急時の対応」「介護に関する相談」等に無料で応じます。	◎	◎		p.23	

基本セットは、東京海上日動の「トータルアシスト自動車保険」を採用しています。対象となるのは「主な自家用車」であり用途・車種が以下のものです。



□自家用乗用車(普通・小型・軽四輪) □自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪] □特種用途自動車(キャンピング車)

※二輪・原付の契約についてはP.15.16をご覧ください。

*団体扱割引などの説明は、表紙をご覧ください。
*団体扱割引適用の条件は桜保険事務所にお問い合わせください。

ご希望の補償内容でセットできます。

豊富なオプションから自由にチョイス

オプション		詳細は 下記 ページ	
お車の補償に 関する特約	レンタカー費用等補償特約(事故時30日)	レンタカー費用など諸費用を補償します。事故時のレンタカー費用の補償日数等が厚くなります。 	p.6
	車両新価保険特約	新車が大きな損傷を受けた時、新車購入費用等を補償します。	p.14
	車両全損時復旧費特約	車両新価保険特約を付帯できないお車を対象に、お車の買い替え費用等の実費を、復旧費用限度額を限度に補償します。	p.14
	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波により、お車が全損になった時の補償です。 	p.13
	「補償拡充タイプ」の車両保険	車両保険金額が50万円未満のご契約の方にご選択いただける補償です。	p.14
各種の補償・ サービスを 充実させる特約	ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約	ドライブレコーダーを用いた先進的なサービス。	P.8
	ファミリーバイク特約	ファミリーバイク(125CC以下)で事故を起こした時の補償です。	p.16
	車内携行品補償特約	お車に積んでいた日用品に損害が生じたときの補償です。	p.14
	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	自動車の「もらい事故」に加えて、日常生活における急激かつ偶然な外来の被害事故も安心。	p.10

事故・故障時のサービス・補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

インフラ等個別料率制度

「ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約」に

おすすめ 2カメラ一体型端末!

SOS発信機能つき

「安全・安心」をお届けする3つのサービス

<p>「いざ」という時も</p> <p>① 高度な事故対応サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動で事故連絡を行い、端末で通話が可能 ●事故映像を自動的に記録・送信 	<p>日常の運転中も</p> <p>② 事故防止支援サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客様の運転状況をもとに、リアルタイムに注意喚起 	<p>ご契約の更新時も</p> <p>③ 安全運転診断サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お客様の運転特性をもとに、専用のレポートを提供
---	--	--

ご利用の流れ

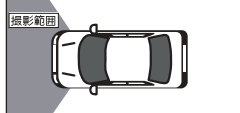
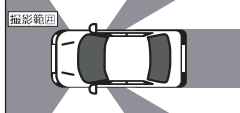
「ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約」をセットしてご契約 → 東京海上日動からドライブレコーダー端末を送信 → 端末の取り付け → サービスのご利用開始

ドライブレコーダー端末は以下のいずれか一方を選択いただけます。*2 (各端末の機能の詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。)

前方1カメラ型 2カメラ一体型

＜外側＞ 車内カメラ

前方カメラ ＜内側＞

	前方	撮影可能範囲	前方+側方・後方*3 (駐車中の撮影も可能)	
620円*4		保険料(月額)		810円*4

*1 「ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約」は、端末を通じた自動発報による事故連絡を、「ご契約のしおり(約款)」で定める「事故発生の通知」義務の履行とみなすこと等を規定した特約です。

*2 トータルアシスト自動車保険またはTAPの場合にご契約いただけます(二輪・原付を除く)。

*3 お車の形状(リアガラスの大きさ等)や同乗されている方の着座位置等により、撮影可能範囲が限られることがあります。

*4 保険期間1年で団体扱の場合の月額保険料です。

賠償に関する補償

事故を起こせば、たちまち職場や地域で話題になってしまうのが教職員。しかも職務上の処分に直結するため、誠実な対応と円満・スピーディーな解決が求められます。こうした教職員の立場をふまえ、全力で事故対応にあたります。

対人賠償責任保険



自動車事故により他人を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき被害者1名ごとに保険金(保険金額を限度)やその他の費用をお支払いします。*1

保険金額「無制限」

対物賠償責任保険



自動車事故により他人の財物(自動車、家屋など)をこわしたり、ご契約の車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金(保険金額を限度)やその他の費用をお支払いします。*1

保険金額「無制限」

※1.ご契約の車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、加入者に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約 自動セット」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。

相手方の車の修理費が時価を超えた場合でも差額を補償

対物超過修理費特約



対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手方の車の修理費が時価*1を超過した場合に、保険金(50万円を限度*2)をお支払いします*3。

※時価を超える修理費は、加入者が必ず支払わなければならないものではなく、円満な事故解決のための手段として加入者の判断によりお支払いいただくものです。

*1…相手方の車と同一車種・同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

*2…1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。

*3…相手方の車が事故発生日の翌日から起算して6カ月以内に実際に修理されることがお支払いの条件となります。

NEW

心神喪失等による事故の被害者損害補償特約



対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セット

民法第713条の適用により、運転者等に法律上の賠償責任がなく、監督義務責任者がいないとき等で、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険で補償できない場合に、被害者の損害を法律上の損害賠償額相当の範囲内で補償します。

借りた車での事故を補償

他車運転危険補償特約



ご契約の車が主な自家用車の場合に自動セット

記名被保険者およびその家族等*4が、一時的に借りた車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、借りた車の保険に優先して、ご契約の車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

●法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両*5)を補償

●補償を受けられる方のケガを補償

ご注意

●借りた車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。

●借りた車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、それらの方の同居の親族が所有または常時使用する車を含みません。

●「記名被保険者およびその家族」であっても、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方が運転中の事故は対象となりません。

*4.別居の未婚の子が所有または常時使用する車を自ら運転中の場合を除きます。

*5.ご契約の車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りた車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任*6について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りた車自体に生じた損害に限りです。

*6.飛び石事故やあて逃げや追突された事故等により借りた車自体に生じた、補償を受けられる方に法律上の損害賠償責任が発生しない損害についてはお支払いできません。

もらい事故等の補償

弁護士費用特約（自動車事故型）



もらい事故のときは…

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。

ご希望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

ご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士費用*7または法律相談費用がかかったときに、1事故について補償を受けられる方1名ごとに300万円*8を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびそのご家族*9は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。

弁護士報酬、訴訟費用など

1事故1名につき 最高300万円

*7 弁護士費用は、弁護士、司法書士への委任および費用の支払いについて、東京海上日動の承認を得たものに限り、また、弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。その他、対象となる費用の詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*8 個々の案件についての弁護士の報酬については、日本弁護士連合会の旧報酬基準等を参考に規定します。

*9 「記名被保険者およびその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者(そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限り)を含みます。

NEW

刑事事件にかかる弁護士費用等

自動車または原動機付自転車の所有・使用または管理に起因する対人事故について、刑事事件等の対応を行うための弁護士費用または法律相談費用等を補償します。

法律相談料、弁護士報酬など

1事故1名につき 最高150万円

裁判員裁判となる場合で、2名以上の弁護士に委任した場合は300万円を限度とします。

法律相談費用補償特約



自動セット

自動車事故の被害にあったり、所有している自動車被害を受けた場合に、相手方への損害賠償請求のため、弁護士等への法律相談費用をお支払いします。

法律相談料

1事故1名につき 最高10万円

自動車の「もらい事故」に加えて日常生活における急激かつ偶然な外来の被害事故も安心!

弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）

オプション



「歩行中に自転車にぶつけられてケガをした」「観光中に歩行者にぶつけられデジカメを壊された」「マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚れてしまった」…。日常生活の中で起こるさまざまなトラブル。自分で相手と交渉するのは大変です。

そんなとき、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)がついていれば安心です。

無過失事故に関する特約



対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をご契約の場合に自動セット



過失のない事故等により保険金をお支払いする場合、ノーカウント事故として取り扱います。以下のいずれかの事故で、車両保険金、対人賠償保険金または対物賠償保険金を支払う場合*10、更新後のご契約に適用する等級および無事故・事故有別の割増引率の決定において、ノーカウント事故として取り扱います*11。

- ご契約のお車の所有者および使用または管理している方に過失がない、ご契約のお車と相手方の車*12との衝突または接触事故*13
- 自動運転中に生じた偶然な事故*14(1等級ダウン事故を除きます。)

*10 「車両新価保険特約」で新価払をした場合、車両保険において限度額引上げ払(P.14)をした場合、「対物超過修理費特約」を適用した場合等を含みます。

*11 車両保険において、事故件数によって免責金額(自己負担額)が設定されている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

*12 ご契約のお車と所有者が異なる車に限り、

*13 相手方の車*12およびその運転者または所有者が確認できる場合に限り、

*14 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置の作動中に生じた事故をいいます。ただし、取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている場合を除きます。

※その他詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

事故・故障時のサービス・補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

インフラ等個別料率制度

本人・家族・同乗者のケガなどの補償

都教組・都障教組自動車保険の人身傷害保険なら、ご契約の車乗車中の事故だけでなく、家族の自動車事故によるケガでも保険金が支払われます。*しかも、過失割合に関わらず、また無保険車との事故でも補償されるので安心です。

*人身傷害(「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」(以下「車外補償」)付)の場合

人身傷害保険



補償の概要




記名被保険者とその家族や、ご契約の車に乗車中の方が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、保険金額(契約金額)を限度に「損害保険金」をお支払いします。



① 自動車事故全般を補償 (「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」(以下「車外補償」)付の場合)

都教組・都障教組自動車保険がおすすめする基本セットの契約では、人身傷害保険で補償の対象となる事故を「ご契約の車に乗車中の事故」だけでなく「他の車*2に乗車中の事故」や「歩行中や自転車運転中の自動車事故」など自動車事故全般に拡大しておすすめしており、安心です。

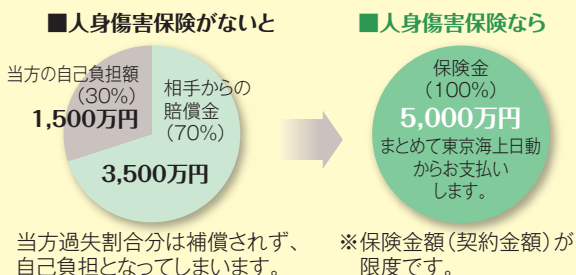
補償される方と事故の例

補償を受けられる方	搭乗者全員のケガを補償	記名被保険者およびその家族*1のケガを補償	
補償される事故の例	 ①ご契約の車に乗車中の事故	 ②他の車*2に乗車中の事故*3	 ③歩行中や自転車運転中の自動車事故
「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」がある場合	○	○	○
「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」がない場合	○	× *5	×

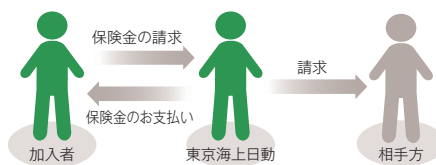
- *1. 「記名被保険者およびその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。
 - *2. 「他の車」には「記名被保険者およびその家族」が所有または常時使用する車を含まないなど一定の条件があります。
 - *3. 「②他の車に乗車中の事故」について、「記名被保険者およびその家族」が運転中*4の事故は、同乗者も補償されます。
 - *4. 駐車または停車中の場合、事業用の車を運転中の場合などを除きます。
 - *5. 他車運転危険補償特約が適用される場合は、特約で補償の対象となる場合があります。(補償の詳しい条件はP.9をご覧ください。)
- ※上表以外に、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

② 過失割合に関係なくスピーディにお支払いします

過失割合が30:70(当方の過失30%)の事故で当方のケガによる総損害額が5,000万円、保険金額(契約金額)が5,000万円の場合



相手方との示談を待たずにお支払い



相手方との面倒な交渉にわずらわされることなく、東京海上日動が被保険者に直接保険金をお支払いします。

③ 無保険車との事故でも補償します

他の車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償が受けられないときでも、この人身傷害保険で補償を受けることができます。

※保険金額(支払限度額)は、2億円(保険金額が無制限の場合は無制限)となります。

※トータルアシストには「無保険車事故傷害特約」はありませんが、無保険車との事故については人身傷害保険で補償を受けることができます。

お支払いする 保険金

損害保険金

損害額

普通保険約款に記載の基準に従い
東京海上日動が算出
※裁判や示談による認定額と異なる場合があります。

控除額

相手から既に受領済の賠償金や労働者災害補償制度によって既に給付が決定した金額または支払われた金額

治療費などの補償(損害保険金)

保険金額(支払限度額)5,000万円

治療費や休業損害など、補償を受けられる方に生じた損害(下記参照)について、1事故につき1名ごとに保険金額(契約金額)を限度にお支払いします。 ※ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。



●お支払いの対象となる主な損害

入院・通院されたとき	治療費などの実費	+	休業損害	+	精神的損害
後遺障害が生じたとき	逸失利益	+	精神的損害	+	将来の介護料
亡くなられたとき	逸失利益	+	精神的損害	+	葬祭費
				+	その他の損害

※お支払いする保険金は、補償を受けられる方の年齢や収入や家族構成などに応じて異なります。
※基本セットでは5,000万円を保険金額(支払限度額)としていますが、3,000万円~無制限の範囲でご希望に応じて変更することが出来ます。

！ 家族で複数の自動車 をご契約の方へ

都教組・都障教組自動車保険では、加入者のみなさまの安心のため、すべての契約を「車外補償」付にすることをおすすめしています。家族で複数の車を所有される場合は、いずれか1台を「車外補償」付にしていれば、その契約における「記名被保険者およびその家族」は補償の対象となります。しかし、「車外補償」付の契約の記名被保険者が変わったり、ご契約を解約(廃車などにより)された場合、他の契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。

傷害一時費用保険金



人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日*6以上になった場合に、補償を受けられる方1名について10万円*7をお支払します。

*6. 5日目の入院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

*7. 契約時に「傷害一時費用保険金倍額払特約」をセットすることにより、支払額を20万円に増額することもできます。

入院時選べるアシスト特約 (入院時選べるアシスト)

人身傷害保険をご契約の場合に自動セット

人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について支払限度額*8の範囲内で、ご家族のお見舞時等の宿泊費用や、差額ベッド代等の補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。

*8. 入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円(退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円)の支払限度額が加算されます。ただし180万円を上限とします。

※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払することはできません。

※ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前の連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

※東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

※それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

お車の補償

車の修理代は意外と高くつくもの。車両保険付なら、大切な車の損害についてもカバーできます。事故全般を補償する「一般条件」なら、単独事故も補償するので、より安心です。

車両保険



補償の対象となる事故例

○…お支払いします。 ×…お支払いできません。

事故例	単独事故	当て逃げ	動物との衝突・接触	他のお車との衝突・接触	火災・台風・盗難など	地震・噴火・津波*1
	<ul style="list-style-type: none"> ■車庫入れに失敗、墜落・転覆 ■電柱・ガードレールに衝突 			<ul style="list-style-type: none"> ■車同士の衝突・接触 ■二輪自動車・原付自転車との衝突 	<ul style="list-style-type: none"> ■盗難 ■いたずら、落書、窓ガラス破損 ■火災・爆発 ■飛来中・落下中の他物との衝突 ■台風・たつ巻・洪水・高潮 ■その他、騒ぎよう・労働争議 	<ul style="list-style-type: none"> ■地震 ■津波 ■噴火
一般条件	○	○	○	○	○	×
エコノミー車両保険 (自動車・動物+A)	×	○	○	○	○	×

*1. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたお車の損害について、一時金をお支払いする「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」をセットすることができます[車両保険(一般条件)をセットした契約に限ります。]。*用途車種が二輪自動車や原動機付自転車のご契約等ではご契約いただくことはできません。

免責金額(自己負担額)の設定について

車両保険をご契約の場合、1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて免責金額(自己負担額)を設定します。

「基本セット」では増額方式の0万円-10万円をお勧めしています。

※車対車免ゼロ特約をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故*2で、適用される免責金額が3万円または5万円の時は免責金額なしで保険金をお支払いします。

*2. 相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる車に限ります。)およびその運転者または所有者が確認できる車両事故に限ります。

定額方式	事故回数にかかわらず	0万円・3万円・5万円・7万円・10万円・20万円
増額方式	(1回目)-(2回目)	0万円-10万円・3万円-10万円・5万円-10万円

地震・噴火・津波のときの備えとして

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

オプション



地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約の車が全損*3になった場合に、記名被保険者が臨時に必要なとする費用に対し、50万円*4を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払します。

※車両保険(一般条件)をご契約の場合にご契約いただけます。

*3.本特約による全損とは、運転席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。

*4.車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額になります。

車両全損時諸費用補償特約



車両保険付きのご契約の場合は自動セット

お車を再調達する場合に必要な費用等に備えられます。

ご契約のお車が全損となった場合や限度額引上げ払*5をした場合、車両保険の保険金額の10%に相当する額(上限20万円、下限5万円)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

*5 限度額引上げ払とは、車両保険の保険金額が50万円未満の場合で、修理費が保険金額以上となり修理を行うときに、50万円を限度に修理費をお支払いすることをいいます。

車両全損時諸費用保険金倍額払特約 **オプション** をご契約の場合は、車両保険の保険金額の20%に相当する額(上限40万円、下限10万円)をお支払いします。

車両新価保険特約 オプション

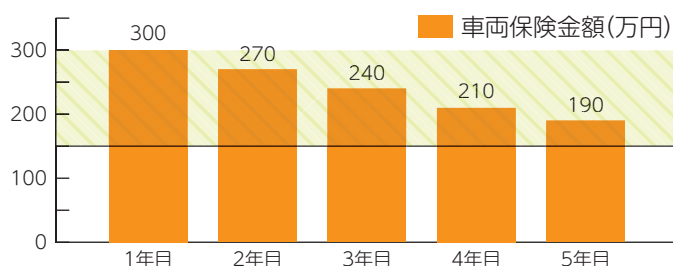
満期日をご契約の車の初度登録年月または初度検査年月から61か月以内である場合にご契約いただけます。また保険期日の末日時点で初度登録年月または初度検査年月から61か月を超える場合であっても始期日時点の協定保険金額が協定新価保険金額の50%以上である場合にはご契約いただけます。



新たに購入したご契約のお車が、事故により大きな損傷を受けた場合*7の、新車購入費用等を補償します。実際にかかる新車購入費用等を「協定新価保険金額」を限度に保険金としてお支払い(新価払)します。また、新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

*7 「修理できない場合」、「修理費が車両保険の保険金額以上となる場合」または「修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合(内外装外板部品を除いた部分に著しい損害が生じている場合に限ります。)」のいずれかをいいます。なお、盗難され発見されない場合を含みません。

〈例〉新車価格が300万円で、修理費が150万円以上かかる場合



この部分を車両新価保険特約がカバーします。

NEW

車両全損時復旧費特約 オプション

車両新価保険特約を付帯できないお車を対象に、お車の買い替え費用等の実費を、復旧費用限度額を限度に補償します。

ご契約のお車が、車両保険の支払い対象となる事故により損傷を受け、修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合*8に、新たなお車の購入費用等について、以下の復旧費用限度額を限度に補償します。新たにお車を購入し、車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金もあわせてお支払いします。

始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が25万円以上であるときにご契約いただけます。ただし、満期日をご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から61か月を超え、始期日時点の車両保険金額が新車保険価額(ご契約のお車と同一の用途・車種・車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額をいいます。)の50%未満となるときに限ります。

*8. 盗難され、発見されない場合を除きます。

※車両保険金額が100万円を超える場合:車両保険金額+100万円 の額

※車両保険金額が100万円以下の場合:車両保険金額の倍額

修理支払限度額50万円補償 オプション

車両保険金額が50万円未満のときだけ選択できます。

修理費が保険金額以上となり修理を行う場合*9は、50万円を限度*10に修理費を保険金としてお支払いします(限度額引上げ払)。

*9. 事故発生日の翌日から起算して1年以内に修理をした場合に限ります。

*10. 修理費から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を50万円を限度にお支払いします。

※このオプションを選択しない場合、車両保険金額が50万円未満のご契約には「車両修理限度額引上不適用(車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約)」がセットされます。

車内携行品補償特約 オプション

偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された個人*11が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害を補償します。

損害額から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。保険金額は10万円から100万円までの間で設定できます。

*11 記名被保険者に限らず日用品を所有されている方が補償を受けられます。

バイク(自動二輪車・原動機付自転車)の保険

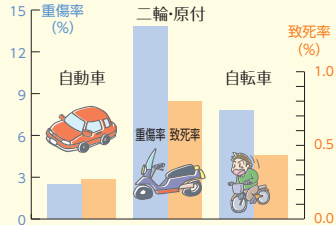
ご存知ですか?

四輪車より高い事故率・致死率 やっぱり危険なバイク事故

スピードは出さないし小回りも効くからバイクの事故は少ない——そう思い込んでいませんか?実は四輪車よりもバイクの方が、重傷事故の発生率や致死率は高いのです。バイクこそ、十分な保険が必要です。

バイクにも
保険が必要な3つの理由

①重傷率は四輪の5倍



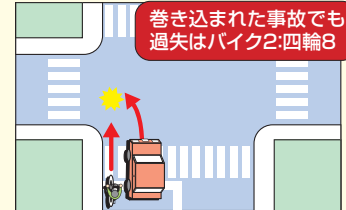
転倒しやすく無防備なバイクは当然大ケガになりやすいもの。バイクこそ保険が必要です。
(平成24年度の交通事故発生状況より)

②賠償額が高額になることも



自賠責保険の限度額は、死亡時3,000万、ケガで120万円。賠償額がこの限度額を超えることは決して少なくありません。

③四輪との事故でも過失あり



「相手が悪い」と思っているバイクに過失が1~2割あることはよくあること。相手車の修理費は自賠責保険からは支払われません。

二輪・原付(原動機付自転車)も任意保険にご加入を

◆二輪・原付向け「基本セット」のご案内

補償内容【TAP契約】		パターン	
		I	II
賠償	対人・対物賠償責任保険	無制限	無制限
	対物超過修理費特約	○	○
ケガの補償	人身傷害保険*	○	—
	入院時選べるアシスト特約	○★	—
	無保険車事故傷害特約	—	○
	自損事故傷害特約	(人身傷害保険で補償)	○
	搭乗者傷害特約	—	○
その他	他車運転危険補償特約(二輪・原付)	○	○
	弁護士費用特約(自動車事故型)	○	○
	法律相談費用補償特約	○★	○★
	ロードアシスト	○★	○★
	メディカルアシスト	○★	○★

人身傷害保険をおすすめしています。



ご注意

・運転者の年齢条件などが団体扱できる四輪車と異なります。

- ①運転者限定特約はセットできません。
- ②本人・配偶者・同居の親族に適用される年齢条件区分は下表の通りです。

車種	適用できる年齢条件
自動二輪 排気量125cc超の二輪車	○年齢を問わず補償 ○21歳以上補償 ○26歳以上補償
原動機付自転車 排気量125cc以下の二輪車、50cc以下の三輪車など	○年齢を問わず補償 ○21歳以上補償

※友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子は、年齢条件に関係なく補償されます。

バイクの保険で、人身傷害保険を付帯されない場合、ケガの保険金については以下の2種類の特約があります。

搭乗者傷害特約

ご契約の車(バイク)の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合や乗車中の方に後遺障害が生じた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払します。
※契約タイプには「一時金払」と「日数払」があります。
※ファミリーバイク特約にはセットできません。

自損事故傷害特約

※対人賠償責任保険をご契約され、かつ人身傷害保険を契約していないときに自動セットされます。

ご契約の車(バイク)の運転者または乗車中の方が自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまったり事故等によりケガ・死亡された場合や後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないときに、補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払します。

- …セット —…セットされていません。 ★…自動セット
- *「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」および「傷害一時費用不担保特約」の付帯については、代理店にご相談ください。
- その他ご希望に応じた補償・保険金額を設定できます。(車両保険もセットできます。ただし盗難は対象外です。)
- *対物超過修理費用不担保特約をつけることができます。
- 「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」等はセットできません。
- 「他車運転危険補償特約(二輪・原付)」は自動セットではありません。
・以下の点が異なります。
・「車両」は補償されません。借りた車が、自家用二輪自動車、原動機付自転車の場合に保険金をお支払いします。
- 免許証の種類(色)および車の主な使用目的による保険料の違いはありません。
- ASV割引・新車割引・ECO割引は適用されません。



125cc以下のバイクなら～ファミリーバイク特約で加入できます。



四輪車または自家用自動二輪でご契約の場合、ファミリーバイク特約を付ければ本人・家族がファミリーバイク*を運転中に生じた事故に対して、保険金額(契約金額)を上限として保険金をお支払いします。

四輪車または自動二輪の契約に人身傷害保険を付けている場合には、人身傷害事故を補償する「ファミリーバイク特約(人身傷害型)」を付けることもできます。

*総排気量が125cc以下の二輪車や、50cc以下の三輪車など道路運送車両法に定める「原動機付自転車」をいいます。

ファミリーバイク(借りたファミリーバイクを含みます。)使用中の事故等により記名被保険者およびその家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガについて、ご契約の車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。

※この特約は、「記名被保険者およびその家族」*1であれば、運転者限定・年齢条件の範囲から外れた方でも補償の対象となります。

※ファミリーバイクとは…総排気量125cc以下の二輪車や、50cc以下の三輪車など道路運送車両法に定める「原動機付自転車」をいいます。

*1.記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子)をいいます。



事故・故障時のサービス補償

補償内容

サポート

契約条件の設定

ノンフリート等級別料率制度

人身傷害保険を
おすすめしています。

補償内容	パターン(どちらかを選択します)	
	人身傷害あり*2	自損事故傷害あり
対人・対物賠償責任保険 (保険金額)	○ (本契約と同額)	○ (本契約と同額)
人身傷害保険 (保険金額)	○ (本契約と同額)	×
入院時選べる アシスト特約	○	×
自損事故傷害特約	×	○
ロードアシスト	×	×

*2.主な自家用車、二輪自動車の契約に人身傷害保険がある場合に選択することができます。
※記名被保険者およびその家族のバイクに生じた損害は補償の対象となりません。
※記名被保険者およびその家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払しません。

※この特約による補償を受けられても、翌年度のノンフリート等級への影響はありません。

家族で複数の自動車保険をご契約の方へファミリーバイク特約をつけるときの注意点

ご注意

記名被保険者とその家族が複数の車を所有される場合は、この特約をいずれか1台にのみ付けていれば、記名被保険者とその家族はこの特約の補償の対象となりますが、この特約を付けている契約の記名被保険者が変わったり、ご契約を解約(廃車などにより)された場合、他の契約の内容を変更しなければ、それまで補償の対象となっていた方が補償の対象から外れることがありますので注意が必要です。



「自賠責保険」が切れていると大変です

ご自身のバイクで自賠責保険が切れていると、任意保険(ファミリーバイク特約を含む)にご加入されていても、対人賠償事故において「自賠責保険で支払われるべき部分」は支払えず、「示談交渉」もできなくなります。特に、原付(125cc以下)・軽二輪(125cc～250cc)には車検がないため、自賠責保険の期限をよくお確かめください。

人身傷害保険をぜひお付けください。

バイクの運転で特に怖いのが事故によるケガ。重傷率は四輪車のなんと5倍*!事故によるケガや死亡による治療費・逸失利益・精神的損害などの補償は、自損事故傷害特約だけではまかなえません。人身傷害保険を付けていれば、これらの損害を保険金額(契約金額)を限度に補償します。

※2017年中の交通事故発生状況(警察庁交通局)より



バイク単独の契約の場合
人身傷害保険をお付けください。

ファミリーバイク特約の場合
「人身傷害あり」タイプをご選択ください。

こんなサポートもご用意しています

ちょいのり保険(1日自動車保険) — 自分の車を持っていない方へおすすめです

ちょいのり保険(1日自動車保険)は、親や友人から借りたお車を運転中に生じた事故を補償する自動車保険です。シンプルプランは24時間800円、レギュラープラン(車両補償・借用自動車の復旧費用補償特約(対象事故限定条件付))は1,800円、プレミアムプラン(車両補償・借用自動車の復旧費用補償特約)は2,600円の定額で、必要な日数だけをスマートフォン等でいつでも加入することができます。

■こんな時にご利用いただけます(デメリットを承知で利用される方にはうってつけです)

✓ CASE1

免許を取ったけど、まだ自分の車を持っていないから友達の車を運転したい。



✓ CASE2

引越して車を使いたいから、その一日だけ友達の車を借りて運転したい。



✓ CASE3

月に1回程度車を使う用事があるので、そのときだけ親の車を運転したい。*



■ご利用いただける車、利用できない車

- ①対象となる自動車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)です。一部対象外車種があります。
- ②対象外：運転者ご本人(記名被保険者)、その配偶者、運転者ご本人が役員となっている法人が所有する車、これらの方が実態上所有するお車およびレンタカー。
- ③運転するご予定がない場合は、ご加入いただけません。

*「必ずお読みください」の欄をご参照ください。

■「ちょいのり保険」の特徴

◆ 手続は簡単・保険料はお手頃

24時間800円*1から必要な日だけご加入OK!*

- *1. シンプルプラン(車両補償なし)の場合
- *2. 1回のお申込みで最長連続7日間まで加入いただけます。

スマートフォン等でいつでもお申込み可能*

- *3. 加入申込時に、借りのお車の登録番号をご指定いただけます。



新たに自動車保険をご契約する際無事故なら、利用日数に応じて最大20%割引!

ちょいのり保険(1日自動車保険)のご利用日数(保険責任期間)	6等級(S)	7等級(S)
5~9日	8%	2%
10~19日	15%	4%
20日以上	20%	5%

※2022年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。新たに東京海上日動の自動車保険*4をご契約いただく場合に、「ちょいのり保険」に保険事故がないときは、そのご利用日数に応じて上記の割引が適用されます(1日自動車保険無事故割引)。

- *4. ご契約のお車の用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用貨物車(普通[最大積載量2t以下]・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)。

ご加入にあたっては事前登録が必要です。

1. QRコードからアクセス
2. 空メールを送信
3. 運転者ご本人(記名被保険者)を登録



(QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。)

◆ 補償プランは3つ

- シンプルプラン(車両補償なし)
- プレミアムプラン(車両補償あり)
- レギュラープラン(車両補償(対象事故限定条件付)あり)

「ちょいのり保険」は、都教組・都障教組自動車保険の四輪車用の「基本セット」(p.7参照、詳細は桜保険にお問い合わせください。)と補償内容が違います。よくご確認してご利用ください。



必ずお読みください

◆ 「基本セット」からみたデメリット

1. 限定された補償内容

- 「車両補償有り」の場合でも、1回目の事故から**免責(自己負担)額**があります。また盗難・駐停車中に生じた損害(当て逃げ・落書き等)は対象となりません。
- 「ちょいのり保険」には、**人身傷害**はついていません。

2. 手続忘れにご注意

- すべてご自分の責任で手続きするため、桜保険と相談したり、期日の確認のダブルチェックはできません。
- 手続忘れや、補償する日を間違えると、車の運転時に補償は付保されていません。

3. 同居の家族に車がある場合は

- お乗りになるその同居の家族のお車の「年齢条件」や「運転者の限定範囲」を変更された方がより安心です。

ちょいのり保険(1日自動車保険)は「一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険」のペットネームです。

団体扱ミニフリート

お車(バイク)を2台以上お持ちの場合、複数の自動車保険を一つにまとめて賢く節約同居のご親族のお車も対象です。他社でご契約のお車も切り替えておまとめするとお得です。

「団体扱ミニフリート」は、同じご契約者が、保険始期・保険期間・払込方法・取扱代理店を同一として2台以上まとめてご契約いただき、「ノンフリート多数割引」を適用した団体扱契約方式です。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)は、ご契約者・ご契約者の配偶者・ご契約者またはその配偶者の同居の親族、のいずれかに限ります。ご契約者は団体扱自動車保険に加入できる条件を満たしている方に限ります。(P.19をご参照ください。)

複数の自動車保険の契約を一つにまとめると…

☆保険料が割引になります。(一部の特約保険料には適用されません)

☆補償の重複が確認しやすくなるため、ニーズに合わせたご契約内容の見直しも簡単になります。

☆お車が何台あっても、手続きは年1回でOKです。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3台～5台	4%割引
6台～9台	6%割引

※現在のご契約を団体扱ミニフリートにまとめる際、現在のご契約を解約していただく場合があります。また、現在のご契約が他社等の場合には解約返還保険料が短期率計算となる等一部不利益になることがあります。

事故防止アシスト(サービス)

事故・災害防止等の情報をインターネットで提供する東京海上日動のサービスです。
(トータルアシスト加入の方が対象です。ご利用にあたっては保険証券記載の証券番号とパスワードが必要となります。)
www.tokiomarine-nichido.co.jp

防災・防犯情報サイト

情報サイト「セーフティコンパス」

安全運転情報サイト

※上記のサービスの内容は変更・中止となる場合があります。

ドライバー保険(自動車運転者保険)

運転免許をお持ちであっても、車・バイクを所有されていない方のための自動車保険です。他人から借りた車やレンタカーを運転中の事故を補償します。保険期間は原則として1年です。

●対象となるお車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)・自家用貨物車(普通[最大積載量2トン以下]・小型・軽四輪)・特種用途自動車(キャンピング車)・二輪自動車(125cc超)・原動機付自転車(125cc以下)です。ただし、記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者の同居の親族が所有するお車、および記名被保険者が役員となっている法人が所有するお車を除きます。



お車購入サポート

ご希望にぴったりの自動車販売店をご紹介します。



メリット1 謝礼があります!

成約された場合は、謝礼を進呈いたします。

(但し、ディーラー訪問後の情報は制度をご利用になれないことがあります。謝礼の詳細については、桜保険にご確認ください。)

メリット2 価格のご相談も可能です!

この制度を利用することにより価格のご相談がやりにくいなどのご心配は無用です。

4大メリット!

ご希望される方は
桜保険に
お電話ください



メリット3 信頼できるディーラーをご紹介します!

東京海上日動の幅広いネットワークを活用して、信頼できるディーラーをご紹介します。輸入車や中古車を含むほぼすべてのメーカー系列のお車が対象です。(但し、同一車種の複数見積り、複数のディーラーの紹介はできません。)

メリット4 ディーラーへのお気遣いは無用です!

商談が成立するかどうか気にならないでOKです。クルマの購入を検討しているなどのちょっとした情報でも、まずは桜保険へご一報ください。

保険料の考え方

契約条件を賢く選んでスリムな保険料に

ポイント
1

自動的に適用される割引—**団体扱割引**

■**団体扱の都教組・都障教組自動車保険**に加入できる場合は、一般加入より約19%お得*になります。
*団体扱割引などの説明は、表紙をご覧ください。

加入者(保険契約者)の範囲

1. 団体扱の加入者の範囲は次のとおりです。
- ①東京都採用の小・中・特別支援・盲・ろう学校の教職員またはその退職者
 - ②東京都採用の小・中・特別支援・盲・ろう学校の教職員を退職し、労働組合や共済組合の業務に従事している方
 - ③東京都採用の小・中・特別支援・盲・ろう学校に勤務しているが、他団体に出向している方

ご注意

団体扱の範囲外でも都教組・都障教組自動車保険に加入できます。補償内容などはまったく同じ。ぜひご加入ください。

記名被保険者・車両所有者の範囲

記名被保険者・車両所有者の範囲は次のとおりです。

- ①加入者(保険契約者)本人
 - ②加入者の配偶者(内縁を含みます。)
 - ③①または②の同居の親族
 - ④①または②の別居の扶養親族(子、親など)
- ※「記名被保険者」と「車両所有者」のいずれもが①から④までのいずれかに該当している必要があります。

Q 車検証の名義と実際の所有者が異なる時は？

「所有権留保条項付売買契約」や1年以上のリースなどの場合、団体扱契約できる範囲に該当する可能性があります。詳細は桜保険事務所までお問い合わせください。

ポイント
2

車の**装備**などの申告で適用される割引

■お車の**装備**などを申告していただくことによって、適用となる割引です。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

新車割引

福祉車両割引

ECO割引

ASV割引

ポイント
3

記名被保険者によって保険料が変わります

記名被保険者とは「ご契約の車を主に使用される方」のことです。以下のいずれかから設定します。

- ①ご契約の車を主に運転される方



- ②ご契約の車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(車検証の「所有者」または「使用者」欄に記載されている方など)



〈記名被保険者を変更される場合の注意点〉



記名被保険者本人



配偶者



同居の親族



等級を引き継ぎます。(事故有係数適用期間を含みます。)



別居の親族



友人・知人



等級を引き継ぎできません。

ご契約の車をお子様に譲渡するなど、記名被保険者を変更する際には、必ず桜保険事務所にご相談ください。等級制度については、P.21.22もあわせてご確認ください。

なお、記名被保険者の以下の情報で保険料が変化します。

■ 免許証の種類(色)

- 1) 記名被保険者の契約期間の初日時点で有効な免許証の色をお申し出ください。

※ご契約の際は、申込書に免許の有効年月をご記入いただきます。

■ ゴールド免許

■ ゴールド免許以外

保険料が割安



※契約期間の初日が免許更新期間(誕生日の前後1カ月間)内にある場合で、更新前後の免許証のいずれかがゴールド免許であることが確認できるときは、「ゴールド免許」となります。

実際に記名被保険者の方がお持ちの免許証をご覧のうえ、「帯の色」と「有効年月」、「優良」の表示の有無をご確認ください。

■ 年齢

- 2) 「26歳以上補償」「35歳以上補償」を選択された場合は、記名被保険者の契約期間の初日時点の年齢に応じて保険料を算出します。

年齢条件	記名被保険者の年齢区分
年齢を問わず補償	—
	21歳以上補償
26歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上
35歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上

ポイント
4

お車の使用目的によって保険料が変わります(申告をお忘れなく!)

■ ご契約の車の主な使用目的は?

日常・レジャー使用

「通勤・通学使用」「業務使用」のいずれにも該当しない場合



通勤・通学使用

「業務使用」に該当せず、ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)運転者自らの通勤・通学*に使用する場合



*最寄り駅や通勤・通学先などへの送迎は「通勤・通学」には含みません。

業務使用

ご契約の車を定期的かつ継続して(年間を通じて平均月15日以上)業務に使用する場合

※お申し出いただいた「主な使用目的」以外でご契約の車を使用している間の事故についても、「主な使用目的」が変更とならない使用頻度であれば、補償の対象となります。

ポイント
5

運転者の範囲—ご選択いただくことによって保険料が変わります

■ 運転者を限定すれば割引

運転者限定特約には「本人・夫婦限定」と「本人限定」があります。

	運転者の範囲			運転者年齢条件の適用
	本人限定特約	本人・夫婦限定特約	限定なし	
本人(記名被保険者)	○	○	○	↑ 年齢条件を適用します
本人(記名被保険者)の配偶者	×	○	○	
本人または配偶者の同居の親族	×	×	○	
本人または配偶者の別居の未婚の子	×	×	○	↕ 年齢条件を適用しません
上記以外の方	×	×	○	

(限定運転者以外の方が運転中の事故は原則として補償されません。)

■ 本人・配偶者・同居の親族のうちもっとも若い運転者にあわせて運転者の年齢条件を決めます。

記名被保険者本人とその配偶者、それらの方の同居の親族については、運転者年齢条件の範囲の方が運転中の事故についてのみ補償の対象です。それ以外の、友人・知人、別居の親族などについては、年齢を問わず補償の対象となります。

本人(記名被保険者)
配偶者・同居の親族



運転者年齢条件を設定します。年齢条件の範囲外の方が運転中の事故は補償されません。

年齢を問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償 35歳以上補償

友人・知人、
別居の親族など



運転者の年齢を問わず*、補償の対象となります。

※運転者限定「本人限定」「本人・夫婦限定」が付いている場合、補償の対象外です。

別居の未婚の子
※婚姻歴のない方



運転者の年齢を問わず*、補償の対象となります。

※運転者限定「本人限定」「本人・夫婦限定」が付いている場合、補償の対象外です。

※同居された時点で運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。

*記名被保険者とその配偶者、それらの方の同居の親族の営む事業(家事を除きます。)の従業員の場合でその業務中に運転されるときは、運転者年齢条件が適用されますのでご注意ください。
 ※配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方をいいます。)を含みます。 1.婚姻意思を有すること。 2.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 ※婚約とは異なります(婚約者は配偶者に含めません。)。 ※戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

ポイント
6

Web証券割引—ご選択いただくことによって割引が適用されます

ご契約のしおり(約款)および保険証券を書面ではなくWeb(ホームページ)で閲覧いただく方式を選択いただくと、年間240円*1(月々20円)割引になります。

*1 ご契約者が法人の契約や明細型契約等、一部のご契約は対象となりません。

契約時と契約期間中に注意していただきたいこと

申込書等に★や☆が付された事項(告知事項、通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の桜保険事務所または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。※詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度

ご契約の車1台ごとに、「1等級～20等級」の等級と、「過去の等級ダウン事故の有無によって変わる」事故有係数適用期間により、保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

新たに契約する場合

廃車や車検切れなどにより、一時的に中断している契約がある場合は、等級(事故有係数適用期間含みます。)を引き継ぐことがあります。P.22の「中断制度(中断特則)」をご確認ください。

	等級	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
初めての契約	6(S)			4%割増	
複数所有新規特則	7(S)			34%割引	

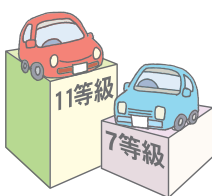
●2022年4月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

※過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、それが「1等級～5等級の場合」や「事故有係数適用期間が1年～6年の場合」は、それらを継承しなければならないことがあります。

※過去に5日以上、ちよいのり保険(1日自動車保険)に加入され、保険事故が発生していない場合、割引が適用されることがあります。

■複数所有新規特則(セカンドカー割引)

2台目以降の車について新たに自動車保険をご契約いただく際に、契約期間の初日において他の車の契約(「他の契約」)があり、右記の条件をすべて満たすときは、「新たな契約」の等級が7等級(S)からスタートします。



複数所有新規特則を利用して契約する場合の条件

- 「新たな契約」の記名被保険者および車両所有者が「他の契約」とそれぞれ同一の個人*1であること
- 「新たな契約」と「他の契約」の車がいずれも自家用8車種またはいずれも二輪自動車であること
- 「他の契約」の等級が11等級以上であること

*1.詳細は取扱代理店までお問い合わせください。記名被保険者、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族は同一とみなします。

継続して契約する場合

現在の契約が、等級継承可能な他の保険会社や共済*2などの場合を含みます。

*2.共済とは、教職員共済、JA共済、全労済、全自共などです。

◆7等級(F)および8等級から20等級では、同じ等級であっても、過去の等級ダウン事故の有無に応じて適用する割引率が異なります。

等級	等級																				
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	割増					割引															
契約期間の初日が2022年1月1日以降	無事故係数	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有係数							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

●2022年4月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

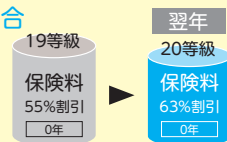
■等級はどう決まるの?

無事故の場合……1年契約で無事故の場合、次契約の等級は1等級上がります。

事故があった場合……保険金をお支払いする事故には次の3種類があり、それぞれの件数に応じて、次契約に適用する等級を決定します。

■無事故の場合

例



事故例	次契約について
<p>人身傷害保険にかかわる事故</p> <p>ロードアシストにかかわる事故</p>	<p>他の事故なしの場合</p> <p>1等級プラス</p> <p>(20等級が最高)</p>

■「ノーカウント事故」

以下にかかわる保険事故はノーカウント事故となります。

「人身傷害保険」「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」「搭乗者傷害特約」「法律相談費用補償特約」「弁護士費用特約(自動車事故型)」「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」「対人臨時費用」「無過失事故に関する特約によりノーカウント事故として取り扱われる事故」「ファミリーバイク特約」「地震・噴火・津波危険車向全損時一時金特約」「無保険車事故傷害特約」「入院時選べるアシスト特約」「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)」「レンタカー費用等補償特約(事故時30日)」「個人賠償責任補償特約」「被害者救済費用等補償特約(被害者救済費用等補償特約により対物超過修理費特約を適用する場合があります。)」」「自転車傷害補償特約(一時金払)」「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約(対物超過修理費特約)を適用する場合があります。」

■「1等級ダウン事故」となる場合

事故原因が落書やいたずらなど、車の運行に起因しない不可抗力である下記の理由による損害で、車両保険や車内携行品補償特約のみの事故は「1等級ダウン事故」となります。

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ①火災・爆発・窓ガラス破損*3 | ④台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*4 |
| ②盗難 | ⑤飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*3 |
| ③騒擾などに伴う暴力行為または破壊行為 | ⑥地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約にかかわる事故 |

*3.他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。

*4.ご契約の車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

事故例	次契約について
<p>落書・いたずら</p> <p>盗難</p> <p>台風・竜巻・洪水・高潮</p> <p>飛石</p>	<p>事故1件につき</p> <p>1等級ダウン</p> <p>事故有係数適用期間</p> <p>1年加算</p>

■「3等級ダウン事故」となる場合

上記「ノーカウント事故」「1等級ダウン事故」に該当しない事故の場合

事故例	次契約について
<p>あて逃げ(相手車不明)</p> <p>電柱に衝突</p> <p>対物賠償にかかわる事故</p>	<p>事故1件につき</p> <p>3等級ダウン</p> <p>事故有係数適用期間</p> <p>3年加算</p>

等級と事故有係数適用期間に応じた割引・割増率を適用します。

事故有係数適用期間とは？

◆前契約に等級ダウン事故があった契約について、以後「事故有係数」を適用する年数を「事故有係数適用期間」といいます。

- 「3等級ダウン事故」1件につき「3年」、「1等級ダウン事故」1件につき「1年」を次契約の「事故有係数適用期間」に加算します。
- 1年契約の場合、1年経過するごとに「1年」減算*5します。 ●「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」とします。
- 「事故有係数適用期間」が「1年～6年」の場合は「事故有係数」を、「0年」の場合は「無事故係数」を適用します。

*5.前契約の「事故有係数適用期間」が「0年」の場合や、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内に更新されない場合などは減算しません。

ノンフリート等級制度における具体例

●2022年4月現在の割増率であり、将来変更となる場合があります。

例1 20等級で契約のAさんが3等級ダウン事故を起こされた場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後
「無事故係数」を適用 (事故有係数適用期間 が0年の場合)	20等級 (63%割引) 0年				20等級 (63%割引) 0年
「事故有係数」を適用 (事故有係数適用期間 が1～6年の場合)		17等級 (38%割引) 3年	18等級 (40%割引) 2年	19等級 (42%割引) 1年	

前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが3年間適用されます。

例2 20等級で契約のAさんが1等級ダウン事故を起こされた場合

	現在	1年後	2年後
「無事故係数」を適用 (事故有係数適用期間 が0年の場合)	20等級 (63%割引) 0年		20等級 (63%割引) 0年
「事故有係数」を適用 (事故有係数適用期間 が1～6年の場合)		19等級 (42%割引) 1年	

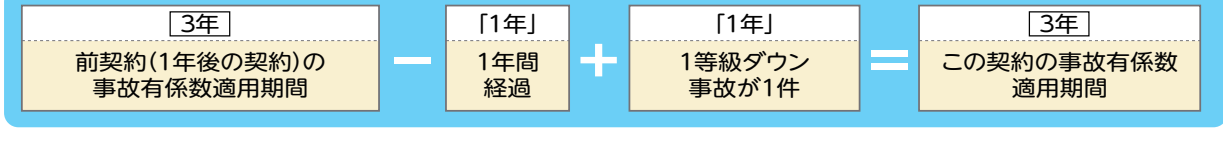
前の契約で「1等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「1年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが1年間適用されます。

例3 20等級で契約のAさんが「3等級ダウン事故」を1件起こし、翌年度(1年後)にも「1等級ダウン事故」を1件起こされた場合

	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
「無事故係数」を適用 (事故有係数適用期間 が0年の場合)	20等級 (63%割引) 0年					19等級 (55%割引) 0年
「事故有係数」を適用 (事故有係数適用期間 が1～6年の場合)		17等級 (38%割引) 3年	16等級 (36%割引) 3年	17等級 (38%割引) 2年	18等級 (40%割引) 1年	

前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているため、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。

前の契約で事故がなければ、「事故有係数適用期間」が「2年」になるはずでしたが、「1等級ダウン事故」が発生してしまいました。「事故有係数適用期間」内に再度事故が発生した場合は、適用期間を加算しますので、「事故有係数適用期間」が「1年」増え、「2年⇒3年」となります。



事故を起こされた場合は、取扱代理店へご連絡ください。次契約以降の保険料概算についてご案内させていただきます。

中断制度(中断特則)

中断証明書*6をお持ちの場合で一定の条件を満たすときは、「新たな契約」を中断時の等級*7からスタートすることができます。
 中断証明書は、車の廃車・譲渡・車検切れや記名被保険者の海外渡航、災害によるお車の滅失などにより、自動車保険を一時的に中断した場合に、加入者(保険契約者)の請求に基づいて発行されるものです。中断証明書の発行にあたっては、所定の要件がありますので、契約後に自動車保険を中断する場合は、桜保険事務所までお問い合わせください。

*6.他の保険会社などで発行されたものを含みます。
 *7.中断した契約に事故があった場合は、事故件数に応じて減じた等級となります。「事故有係数適用期間」も引き継がれます。

保険期間通算による等級継承特則

「保険期間通算による等級継承特則」とは、現在の契約(他社での契約を含む)を契約期間の途中で解約し、都教組・都障教組自動車保険で契約した場合に、解約前後の契約を1つの契約とみなして、都教組・都障教組自動車保険での次契約の等級を決定する制度です。この制度により、中途解約によって等級進行が遅れるデメリットが解消されます。

※上記2つの制度・特則の詳細い取扱条件・適用条件については取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故・故障の時も毎日の暮らしにも 安心をお届けします



事故に遭ったら

教職員専用ダイヤル

0120-929-079

- 事故に対し必要な対応をアドバイス
- 事故現場アシスト(サービス)で休日・夜間でも万全の初期対応

月～金10:00～17:00 土10:00～15:00
桜保険事務所(除く:日祝日、12/31～1/3)
他の時間:東京海上日動安心110番



事故や故障等で車が動かなくなったら

ロードアシスト

0120-272-665

(東京海上日動安心110番)

- 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

レッカー搬送可能な距離は、安心の180km相当



- 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス

24時間
365日



急な病気で困ったら

メディカルアシスト(サービス)

0120-708-110



緊急医療相談

現役の救急専門医と看護師が対応

救命救急センター等に勤務する現役の専門医と5年以上の臨床経験を有した看護師が、24時間365日「常駐」し、突然の発病やケガから、日常のお体の悩みについての的確にアドバイスします。

※メディカルアシストは東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

医療機関案内

看護師が対応。道順を案内します

「夜間・休日の救急医療機関」や「旅先での最寄の医療機関」等を全国53万件のデータベースから加入者の要望に応じてすぐにご案内します。

予約制専門医相談

専門的で具体的な相談ができます
30以上の幅広い分野の専門医が、お客様の疑問や不安にお応えします。(予約制)

がん専用相談窓口

力強い味方です

経験豊富な医師やメディカルソーシャルワーカーがお悩みにお応えします。

介護アシスト

お客様やご家族が抱える介護に関するご負担を軽減します。

シニアへやさしい
0120-428-834

平日午前9時～午後5時



電話介護相談

・ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が電話で介護に関する相談を承ります。

各種サービスの優待紹介

・ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご利用いただける事業者を紹介します。

他にも…

インターネットによる介護情報サービス

※介護アシストは東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

ご契約内容の変更はすぐお電話ください。

- お車を買替えたとき
- 引越しをされたとき
- 家族構成の変化などで運転する方が変わるとき
- ご家族が新たに免許を取ったとき など

桜保険事務所または

土日・祝日も
受付OK

東京海上日動カスタマーセンター

☎ 0120-153-005

9:00～18:00 休業日 12/31～1/3

一部、カスタマーセンターでは対応できない手続きがございますので、予めご了承ください。

自動車保険の詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、桜保険にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、桜保険までお問い合わせください。

手続きはカンタン **今すぐお電話ください**

☎ 042-467-4152

ホームページ・お問い合わせは

お申し込み、ご相談、詳しくは、代理店までお問い合わせください。

取扱 **桜保険事務所** TEL 042-467-4152

代理店 FAX 042-461-0366

〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17 Email:dengon@sakura-hoken.co.jp

受付時間 月～金10:00～17:00 土10:00～15:00 (休業日 日・祝、12/31～1/3)

※新型コロナウイルス感染症対策のため、予告なく受付時間を変更させていただく場合があります。